

株式会社成田空港ビジネス
2025年12月8日

ナリタプレミアラウンジ 清掃作業及びクリーナー業務委託

競争入札のお知らせ

この度、株式会社成田空港ビジネス（以下、「当社」という。）におきまして下記1のナリタプレミアラウンジ 清掃作業及びクリーナー業務委託を予定しております。つきましては、本業務を実施していただく方を募集しますので、応募される方は、下記2以下の要領によりお申し込みください。

記

1. 業務概要

(1) 件名

ナリタプレミアラウンジ 清掃作業及びクリーナー業務委託(2026年度)

(2) 履行場所

成田国際空港第1旅客ターミナルビル第1サテライト4階

(3) 期間

2026年4月1日～2027年3月31日

※開始前に1週間程度の慣熟期間を設けます。

※期間満了の90日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合、2029

年3月31日までの間1年ごとに価格交渉を行い、合意すれば委託契約を更新致します。

(4) 業務内容

航空会社のファーストクラス及びビジネスクラス利用者を対象とした空港ラウンジの清掃作業及びクリーナー業務を行うものです。

2. 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす方に限らせていただきます。

- (1) 当社における2025・2026・2027年度契約参加資格の「借上げ・その他役務の提供」に登録されていること。
- (2) 過去5年間の間において、本邦拠点空港の国際線ターミナル制限区域内で、航空会社ラウンジの清掃作業を継続して1年以上履行した実績を有すること。

- (3) 本見積依頼の日から見積書の開封の時までの期間に、成田国際空港株式会社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている方を除く。）

3. 競争参加の制限

暴力団等反社会的勢力に該当、関与していないことの保証として、本契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないことを保証できない方は、見積書の提出はいただけません。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していたこと
- ② 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、または利用していたこと
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与し、または関与していたこと
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、または有していたこと
- ⑤ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること

4. 応募申込及び参加資格の審査

応募申込される方は、以下の書類をご提出ください。本業務への参加資格の有無を審査いたします。

(1) 提出書類

- ① 履行実績表（様式 1）（記載内容について確認させていただく場合がございます。）
- ② 契約窓口担当者（様式 2）

(2) 提出期限

2025年12月22日（月）正午

(3) 提出方法

提出書類は、提出期限までに8の提出先にE-mailにてお送り下さい。当社担当者が提出期限内の応募申込を確認し、窓口担当者へ受領確認のメール送信をもって申込完了といたします。

(4) 審査結果通知

参加資格の有無についての審査を通過された方は、E-mailにて

2025年12月25日（木）午後5時までにご連絡いたします。

5. 仕様書の配布

4 (4)において審査を通過された方に仕様書を配布いたします。なお、配布方法は以下のとおりです。

(1) 配布日

2026年1月7日（水）13時00分より

（ただし、別途時間指定する場合があります。）

(2) 配布場所

当社事務所

(3) 仕様に関する質問について

仕様書配布以降、2026年1月14日（水）正午までにお問い合わせください。

6. 見積書の提出

4 (4)において審査を通過された方は、見積書（詳細見積書を含む）を8まで郵送（宅配便、メール便等配達日が確認できるものでも可能）にてご提出いただきます。

(1) 提出期限

2026年1月21日（水）必着

(2) 2 (4)の下線部に該当する方は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し1通を、見積書と共にご提出ください。

(3) 見積提出後の審査の結果、いずれの者も当社が設定した適正価格を超えてい、あるいは当社が定める基準を満たしていない場合は、再度見積書（詳細見積書を含む）を8まで郵送（宅配便、メール便等配達日が確認できるものでも可能）にてご提出いただきます。

7. 契約相手方の決定方法等

- (1) 見積価格が当社の設定した適正価格の範囲内でかつ当社に有利な見積書を提出された上位2者までを選定し、価格交渉の相手方である旨を通知します。
- (2) 価格交渉の相手方と見積価格について交渉し、最も当社に有利な見積価格である方を契約の相手方とします。
ただし、見積書の金額が当社の定める基準価格を大幅に下回る場合には、契約締結前に見積書の内容について調査を行ないます。

8. その他

このお知らせの内容に関する提出先、問い合わせ先は、以下のとおりです。

【提出先・問い合わせ先】
株式会社 成田空港ビジネス
〒282-0004 成田市成田国際空港内
南オペレーションセンター2階 OP2015
サービス事業部 受付サービス課 友定・米長・萩原
TEL 0476-32-6566
FAX 0476-32-6567
E-mail reception@naab.co.jp